

## 病院事業に係る一般会計からの繰出金額の積算基準例(平成 21 年度)

総務省自治財政局長通知(平成 21 年 4 月 24 日)の区分		事例 1 (地方財政計画の積算を参考とする例)	事例 2 (地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分)	事例 3 (各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例)
繰出項目	繰出しの基準			
1 病院の建設改良に要する経費	<p>病院の建設改良費(当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。)及び企業債元利償還金(PFI 事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金等の 2 分の 1 (ただし、平成 14 年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては 3 分の 2) を基準とする。)</p>	<p>(1) 企業債元利償還金の額×1/2 (ただし、平成 14 年度までに着手した事業に係るものについては 2/3)</p> <p>(2) 建設改良費 ・ 企業債充当外事業分 (事業費－企業債－特定財源) × 1/2 ・ 医療機器等購入費 (企業債充当外) × 1/2</p>	<p>※普通交付税の算定基準を参考</p> <p>(1) 事業割相当分 企業債元利償還金×1/2×0.45 (平成 15 年度以降分。平成 14 年度以前分の負担率は、当時の基準による。)</p> <p>(2) 病床割相当分 「病床割分 594 千円×病床数」の内数として算定</p>	<p>※ 企業債の元利償還金に対する一般会計の負担比率については、当該病院事業の実状を踏まえ、1/2 (又は 2/3) 以外の水準を設定する場合もあり得る。</p>
2 へき地医療の確保に要する経費	<p>ア 地域において中核的役割を果たしている病院による巡回診療、へき地診療所等への応援医師又は代診医師の派遣及び訪問看護に要する経費等のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p> <p>イ 遠隔医療システムの運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p>	<p>(1) 応援医師・代診医師の確保及び要請に要する経費 16,978 千円×関係医師数</p> <p>(2) へき地巡回診療に要する経費 31,856 千円×関係病院数</p> <p>(3) へき地医療拠点病院群等の訪問看護経費 2,013 千円×関係病院数</p> <p>(4) 遠隔医療システム運営費等 3,277 千円×関係病院数</p>	<p>※特別交付税の算定基準を参考</p> <p>(1) 応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数×45,000 円</p> <p>(2) 離島等救急患者搬送事業費×0.6</p> <p>(3) 訪問看護事業に係る派遣日数×37,000 円</p> <p>(4) 遠隔地医療事業費×0.6</p>	<p>※当該病院におけるモデル的な所要経費又は収支差を積算</p> <p>応援医師・代診医師 医師 15,248 千円×2 名=30,496 千円</p> <p>巡回医療・訪問看護 (医師 15,248 千円×1 名+看護師 5,896 千円×2 名+事務 6,902 千円×1 名+諸経費 2,661 千円)－国庫補助金 3,231 千円－診療収入 4,401 千円=28,971 千円</p> <p>遠隔医療 人件費 5,382 千円+通信費 148 千円=5,530 千円</p>
3 結核病院の運営に要する経費	<p>結核病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p>	<p>4,543 千円×結核病床数</p>	<p>※特別交付税の算定基準を参考</p> <p>661 千円×結核病床数</p>	<p>※関係部門におけるモデル的な収支差を積算</p> <p>費用(医師 15,248 千円×3 名+看護師 5,896 千円×12 名+諸経費 7,907 千円)－結核患者分収益 41,996 千円－県補助金 4,740 千円=77,667 千円</p>

総務省自治財政局長通知（平成21年4月24日）の区分		事例1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を精算する例）
繰出項目	繰出しの基準			
4 精神病院の運営に要する経費	精神病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	2,019 千円×精神病床数	※特別交付税の算定基準を参考 588 千円×精神病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算 費用（医師 15,248 千円×3 名+看護師 5,896 千円×18 名+諸経費 7,907 千円）-精神分収益 75,996 千円-県補助金 2,740 千円=81,043 千円
5 リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	1,166 千円×年間延べ患者数	※特別交付税の算定基準を参考 500 千円×リハビリ専門病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算 費用（医師 15,248 千円×2 名+看護師 5,896 千円×4 名+技師 6,333 千円×10 名+諸経費 99,650 千円）-リハビリ医療収益（前年度上半期収入×2）205,174 千円=11,886 千円
6 周産期医療に要する経費	周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	5,906 千円×周産期病床数	※特別交付税の算定基準を参考 （第1種）3,550 千円×周産期病床数 （第2種）2,840 千円×周産期病床数 （第3種）1,775 千円×周産期後方病床数 （第4種）1,420 千円×周産期後方病床数 ※第1種は新生児特定集中治療室等、第2種は新生児特定集中治療室等に準ずる室、第3種は新生児特定集中治療室等の後方病室、第4種は新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室のそれぞれが有している病床をいう。	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算 費用（医師 15,248 千円×3 名+看護師 5,896 千円×10 名+諸経費 14,023 千円）-周産期医療収益 74,893 千円=43,834 千円
7 小児医療に要する経費	小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	2,150 千円×小児専門病床数	※特別交付税の算定基準を参考 1,400 千円×小児専門病床数	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算 費用（医師 15,248 千円×3 名+看護師 5,896 千円×9 名+諸経費 19,023 千円）-小児医療収益 60,893 千円=56,938 千円

総務省自治財政局長通知（平成 21 年 4 月 24 日）の区分		事例 1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例 2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例 3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
繰出項目	繰出しの基準			
8 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	916 千円×生徒数	※普通交付税の算定基準を参考 628 千円×生徒数	※講師派遣される医師・看護師の 人件費相当額を積算 [医師] 5,207 円×120 時間×13 名=8,123 千円 [看護師] 1,758 円×120 時間×11 名=2,321 千円
9 院内保育所の運営に要する経費	病院内保育所の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	10,153 千円×関係病院数	※特別交付税の算定基準を参考 (国庫補助基準に準拠) (2,170 千円×保育士数－保育料 年間収入)×0.6	※院内保育所におけるモデル的な 収支差の一部を積算 (保育士年間従事時間数 2,920 時 間×1 時間あたり給与 1,642 円)× 保育士数 10 名－年間保育料 20,687 千円=27,259 千円
10 救急医療の確保に要する経費	ア 救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 2 条の規定により告示された救急病院又は「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号)に基づく救命救急センター若しくは小児救急医療拠点病院事業若しくは小児救急医療支援事業を実施する病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額  イ 次に掲げる病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常の診療に必要な施設を上回る施設)の整備(耐震改修を含む。)に要する経費に相当する額  ① 災害拠点病院整備事業実施要綱(平成 8 年 5 月 10 日付け健政発第 435 号)に基づく災害拠点病院	(1) 一般告示病院 85,506 千円×関係病院数  (2) 救命救急センター 296,685 千円×関係病院数 (3) 輪番制病院 6,884 千円×関係病院数  (4) 災害拠点関係病院の施設整備前掲「1」の建設改良費に係る繰出を除いた全額(1/2 又は 1/3 相当額)  (5) 災害拠点病院の診療用具、医薬材料費等備蓄 12,000 千円×関係病院数  (6) 小児救急 16,817 千円×関係病院数	※普通交付税の算定基準を参考 (1) 救急告示病院 1,697 千円×救急病床数 +32,900 千円 ※救急病床数は 30 床が上限  ※特別交付税の算定基準を参考 (1) 救命救急センター 30 床以上(1 センター) 134,166 千円 30 床未満(1 床当たり) 4,472 千円  (3) 小児救急医療提供病院 (病院当たり) 10,000 千円  (4) 診療用具、診療材料、医薬品等の備蓄に要する経費×0.6	※関係部門におけるモデル的な収支差を積算  薬品収入分を除く一般入院患者平均収入 33,812 円×(年間延救急告示病床数 5,124 床－年間延救急入院患者数 2,917 床)＋当直手当 121,569 千円－救急外来収入 35,031 千円－県補助金 2,781 千円＝158,380 千円

総務省自治財政局長通知（平成 21 年 4 月 24 日）の区分		事例 1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例 2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例 3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
繰出項目	繰り出しの基準			
10 救急医療の確保に要する経費	<p>② 「医療施設耐震工事等施設整備事業の実施について」（平成 12 年 11 月 22 日付け健政発第 1325 号）に基づき、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする病院及び土砂災害危険箇所にある病院</p> <p>③ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院等</p> <p>ウ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び薬品等（通常の診療に必要な診療用具、診療材料及び薬品等を上回る診療用具、診療材料及び薬品等）の備蓄に要する経費に相当する額</p>			
11 公立病院附属診療所の運営に要する経費	公立病院附属診療所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	26,307 千円×附属診療所数	<p>※普通交付税の算定基準を参考</p> <p>7,100 千円×附属診療所数</p> <p>〔有床診療所については病床割分〕 297 千円×病床数を加算</p>	<p>※附属診療所におけるモデル的な収支差を積算</p> <p>費用（医師 15,248 千円×3 名＋看護師 5,896 千円×15 名＋事務 6,902 千円×4 名＋技師 6,333 千円×1 名＋諸経費 59,701 千円）－収益 195,514 千円＝32,312 千円</p>

総務省自治財政局長通知（平成 21 年 4 月 24 日）の区分		事例 1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例 2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例 3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
繰出項目	繰り出しの基準			
12 高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	<p>(1)平成 14 年度以前に整備したもの 高度医療器械（取得価格が 10,000 千円以上のものをいう。）に係る企業債の償還に要する元利金の 1/3（償還実額及び当該器械の占有面積割合双方を対象とする。）</p> <p>(2)平成 15 年度以降に整備したもの 高度医療器械（取得価格が 50,000 千円以上のものをいう。）に係る企業債の償還に要する元利金の 1/2（償還実額及び当該器械の占有面積割合双方を対象とする。）</p> <p>(3)集中治療室等運営費 13,150 千円×ICU 等病床数</p>	※普通交付税病床割単価 594 千円の内数として算定	<p>※高度医療に要する機器及び職員配置のためのモデル的な経費の一部（下記（1）～（3））及び関係部門におけるモデル的な収支差（下記（4）～（5））を積算</p> <p>(1)高額医療器械の企業債元利償還金×1/2 68,452 千円×1/2=34,226 千円</p> <p>(2)高度医療機器リース料 24,530 千円×1/2=12,265 千円</p> <p>(3)高度医師等加配 医師 15,248 千円×3 名 =45,744 千円 看護師 5,896 千円×10 名 =58,960 千円</p> <p>(4)放射線治療関係 費用（医師 15,248 千円×2 名＋看護師 5,896 千円×3 名＋技師 6,333 千円×2 名＋諸経費 300,851 千円）－放射線治療収益 341,200 千円=20,501 千円</p> <p>(5)集中治療室関係 費用（医師 15,248 千円×4 名＋看護師 5,896 千円×14 名＋技師 6,333 千円×4 名＋諸経費 299,539 千円）－収益 403,092 千円=65,315 千円</p>
13 保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	17,949 千円×病院数	※普通交付税病床割単価 594 千円の内数として算定	<p>※関係事業に係るモデル的な収支差を積算 費用（医師 15,248 千円×3 名＋看護師 5,896 千円×6 名）－検診収益 50,060 千円=31,060 千円</p>

総務省自治財政局長通知（平成21年4月24日）の区分		事例1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）	
繰出項目	繰出しの基準				
14 経営 基盤 強化 対策 に要 する 経費	(1) 不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院（病床数150床未満（感染症病床除く。）の最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上であるもの又は直近の国勢調査における人口集中地区以外の地域に所在するものの運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	1,861千円×不採算地区病院病床数	※特別交付税の算定基準を参考  (第1種) 1,230千円×不採算地区病院病床数 (第2種) 820千円×不採算地区病院病床数  ※不採算地区病院でその有する病床数が100床を越える場合は、150床で零となるよう逓減。  ※第1種は直近一般病院まで15km以上に所在する一般病院。第2種は人口集中地区以外に所在する一般病院。	※当該病院におけるモデル的な収支差を積算 費用（医師15,248千円×5名＋看護師5,896千円×33名＋事務6,902千円×4名＋その他職員6,333千円×4名＋諸経費128,148千円）－収益340,995千円－国庫補助金9,246千円－不採算地区病院以外繰入49,500千円＝52,155千円
	(2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1	10,767千円×1/2×病院数  医師の学会等参加費用 604千円×1/2×医師数	※普通交付税病床割単価594千円の内数として算定	（研究材料費1,486千円＋謝金600千円＋図書費5,542千円＋旅費3,670千円＋雑費1,000千円）×1/2＝6,149千円
	(3) 病院事業の経営研修に要する経費	病院事業の経営研修に要する経費の2分の1	246千円×1/2×病院数	※普通交付税病床割単価594千円の内数として算定	（研修参加費280千円＋謝金10千円＋図書費42千円＋旅費270千円＋雑費50千円）×1/2＝326千円
	(4) 保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費	病院が中心となつて行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1	2,304千円×1/2×病院数	※普通交付税病床割単価594千円の内数として算定	（研究材料費410千円＋研修参加費210千円＋謝金200千円＋図書費442千円＋旅費770千円＋雑費300千円）×1/2＝1,166千円

総務省自治財政局長通知（平成 21 年 4 月 24 日）の区分		事例 1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例 2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例 3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
繰出項目	繰出しの基準			
14 経営 基盤 強化 対策 に要 する 経費	(5) 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	<p>○都道府県 3,889 千円×一般会計負担対象職員数×88.5/1,000</p> <p>○市町村 3,746 千円×一般会計負担対象職員数×54.4/1,000</p>	<p>※普通交付税及び特別交付税の算定基準を参考</p> <p>(1) 普通交付税病床割単価 594 千円の内数として算定</p> <p>(2) 145 千円×(H20 年度末職員数－S37 年度末職員数×1.1)－当該団体の病床数×67,200 円（ただし、都道府県分の場合、単価は 249 千円）</p>	<p>※当該病院事業会計における実態を踏まえ積算</p> <p>職員平均年間給料見込 4,025 千円×(H20 年度末職員数 245 人－S37 年度末職員数 105 人)×54.4/1,000=30,654 千円</p>
	(6) 公立病院改革プランに要する経費	<p>① 改革プランの策定並びに実施状況の点検、評価及び公表に要する経費。</p> <p>② 改革プランに基づく公立病院の再編等の実施に伴い必要となる施設の除却等に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額</p> <p>③ 改革プランに基づき再編・ネットワーク化に伴う新たな経営主体の設立又は既存の一部事務組合若しくは広域連合への加入に伴い経営基盤を強化し、健全な経営を確保するために要する額のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに対する出資に要する経費（④の経費除く。）</p> <p>④ 改革プランに基づき公立病院等の再編等を行うことに伴い、新たに必要となる建設改良費のうち、経営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額に対する出資に要する経費</p>	<p>(1) 公立病院改革プラン 1,000 千円×関係病院数</p>	<p>※特別交付税の算定基準を参考</p> <p>(1) 公立病院改革プラン 公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う団体に対し、1 団体あたり 500 千円</p> <p>(2) 病院再編等 病院事業の再編等の実施に伴い不要となる病棟その他施設の除却等に要する経費×0.5</p> <p>(3) 公立病院特例債 当該年度の利子支払額×0.5</p>

総務省自治財政局長通知（平成 21 年 4 月 24 日）の区分		事例 1（地方財政計画の積算を参考とする例）	事例 2（地方交付税の算定基準を参考とする例・市町村分）	事例 3（各団体の歳入・歳出の実態を踏まえ、モデル的な不採算経費を積算する例）
繰出項目	繰出しの基準			
14 経営 基盤 強化 対策 に要 する 経費	(6) 公立病院改革プランに要する経費	⑤ 公立病院特例債に係る元利償還金		
	(7) 医師確保対策に要する経費	国家公務員である病院等勤務医師について講じられる措置を踏まえて行う公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費のうち、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものに相当する額	56.1 千円 × 病床数	※普通交付税病床割単価 594 千円の内数として算定